

業務委託一般仕様書

(令和4年5月以降)

仙台市建設局下水道管理部

業務委託一般仕様書

(適用)

- 第1条 この業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が発注する業務委託に適用する。
- 2 業務は、すべて業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき履行しなければならない。
- 3 契約書にいう仕様書の優先順位は、現場説明書、特記仕様書、一般仕様書の順とする。

(用語の定義)

- 第2条 担当者、指示、承諾、協議とは、次の定義による。
- (1) 「担当者」とは、契約書にいう「発注者」が「受注者」に対し、「担当者」として通知したものをいう。
- (2) 「指示」とは、発注者側の発議により担当者が受注者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、諾否の回答を求められたことについて、検討のうえ了解の意志を示すことをいう。
- (4) 「協議」とは、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。

(疑義の解釈)

- 第3条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて両者協議の上これを定めるものとする。ただし、内容の解釈については、本市の解釈による。

(関係法令等の遵守)

- 第4条 受注者は、業務履行にあたり業務に関する法、規則、告示、条例等を遵守すること。

(関係官公署への許認可申請)

- 第5条 業務履行のため必要な関係官公署その他の者に対する手続きは、本市の承諾を得た後受注者が代行し、かつそれに必要な費用を負担すること。
- 2 関係官公署その他の者に対して報告、協議等をする必要が生じたときは、遅延なくその旨を担当者に申し出て協議すること。

(公害の防止)

- 第6条 受注者は、業務の履行にあたり公害防止諸法令を遵守し、公害の発生防止に努めること。

(施設の保全)

- 第7条 既設構造物を汚染したときまたは、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第8条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務に当たること。

(業務完了後の処理)

第9条 受注者は、業務が完了した場合速やかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

(安全管理)

第10条 受注者は、業務の履行にあたっては常に細心の注意を払い、「労働安全衛生法」並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従事者の安全を計ること。

2 事故が発生した場合には、速やかに担当者に連絡するとともに、所轄の「消防署」、「警察署」、「労働基準監督署」等に通報すること。

3 業務履行中は、所要の人員を配置し現場内の整理、整頓及び保全に努めること。

4 重要な工作物に接近して業務を履行する場合には、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置及び連絡方法等について担当者と協議し、これを遵守すること。

5 ガソリン、軽油などの危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。

6 業務履行場所への一般の出入りを規制または、禁止する必要がある場合には、担当者の承諾を得てその場所への適当な柵を設けるとともに、「立入禁止」の標識等を設けること。

7 業務履行場所の秩序を保つとともに、火災、盗難並びに交通事故防止等に必要な処置を講ずること。

(事前調査)

第11条 受注者は、業務着手に先立ち現地の状況、関連工事、業務及びその他について綿密な調査を行い、十分実情把握のうえ業務に着手すること。

(仮設)

第12条 業務に必要な仮設物は、本市の承諾を得てから設置すること。

(提出書類)

第13条 受注者は、別紙一覧表に定める書類を遅滞なく作成し、提出すること。ただし、一覧表に定めのない場合で必要と認められるものは、その都度担当者と協議うえ提出すること。

1 業務履行計画表

委託期間中の安全管理体制、作業工程などを記載すること。

2 業務履行計画書

下記の内容の作業計画書を提出し、本市の承諾を得ること。ただし、軽微な業務委託にあっては、その内容及び提出を省略することができる。

(1) 主要機械使用計画

(2) 仮設計画書

- (3) 機材搬入計画
 - (4) 作業従事者名簿
 - (5) その他本市の指示するもの
- 3 実施工程表
- 作業工程の詳細を記して本市に提出すること。

(環境マネジメントシステムへの協力)

第 14 条 受注者は、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、省エネルギー省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

別紙

提出書類一覧表

書類名称	様式	提出時期	部数
着手届	1	契約締結後 14 日以内	2
	1-1 (単価契約)		
	1-2 (請書)		
	1-3 (請書:単価契約)		
業務担当者届	2	契約締結後 14 日以内	2
	2-1 (請書)		
業務履行計画表 (安全管理体制表) (作業工程表)	3	契約締結後 14 日以内	2
	3-1 (単価契約)		
	4		
	5		
緊急連絡体制表	6	契約締結後 14 日以内	2
使用材料・機器(検査依頼書)届	7	機器・材料搬入 7 日前	2
業務履行計画書 ※2	8	現場着手前	2
実施工程表 ※3		現場着手前	2
一部再委託承諾願	9	その都度	2
一部業務完了届(区分払いなど)	12	一部業務完了後直ちに	2
	12-1 (単価契約) 運転操作監視業務委託 の様式 (様式 2)		
業務完了届	13	業務完了後直ちに	2
	13-1 (単価契約)		
	13-2 (請書)		
	13-3 (請書:単価契約)		
業務報告書		完了時 ※4	2
業務遂行写真		完了時 ※4	1
業務週報(日報)	14	完了時	1
委託に係る打合せ簿	15	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	16	その都度	2

《令和 4 年 5 月 1 日以降から適用》

※1 着手届, 業務担当者届, 業務履行計画表等は同時提出の一連書類とする。(袋とじは不要)

※2 業務履行計画書の承諾・確認は, 「委託に関する承諾・確認書」により行う。

※3 業務履行計画書の中に実施工程表が入っている場合は提出を省略できるものとする。

※4 一部業務完了時を含む。

秋保温泉浄化センター外4箇所
運転管理業務委託

特記仕様書

建設局下水道管理部設備管理センター

《 共 通 》

1. 委託業務名

秋保温泉浄化センター外 4 箇所運転管理業務委託

2. 目的

本業務委託は、秋保温泉浄化センターの運転管理業務（保守点検・運転操作監視・水質試験・事務・その他）並びに秋保中継第一ポンプ場、秋保中継第二ポンプ場、茂庭中谷地ポンプ場及び秋保町湯元橋本ポンプ場の運転管理業務（保守点検・その他）について委託を行い、適正な維持管理に資するため実施するものである。

3. 業務履行期間（契約期間）

令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

（地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

4. 業務履行場所及び施設概要

（1）秋保温泉浄化センター [仙台市特定環境保全公共下水道]

ア) 所在地

仙台市太白区秋保町湯元字畑 2 3（別紙 1 『管理対象施設位置図』 参照）

イ) 施設概要

①施設能力

全体処理能力 6, 000 m³/日（日最大）

1 系処理能力 850 × 2 = 1, 700 m³/日（稼働中）

2 系処理能力 850 × 2 = 1, 700 m³/日（稼働中）

3 系処理能力 1, 300 × 2 = 2, 600 m³/日（停止中）

※平成 1 3 年度より 1 系及び 2 系の稼働となっているが、処理水量の増加や工事、故障等により 3 系を稼働する場合もある。

②処理水量

令和元年度 2, 137 m³/日（日平均）

令和 2 年度 1, 738 m³/日（日平均）

令和 3 年度 1, 853 m³/日（日平均）

③処理方式

水処理 オキシデーションディッチ法（3 系列，1 系列につき 2 ディッチ）

汚泥処理 汚泥濃縮槽 + 汚泥貯留槽 + 場外搬出

※場外搬出については別途委託

④流入水質（認可計画）

BOD 230 mg/ℓ , S S 180 mg/ℓ

⑤処理水質（認可計画）

BOD 15 mg/ℓ , S S 20 mg/ℓ以下

⑥放流先

一級河川 名取川

(2) 秋保中継第一ポンプ場

ア) 所在地

仙台市太白区秋保町湯元字木戸保 3 0 - 1（別紙 1『管理対象施設位置図』 参照）

イ) 施設概要

①処理区・目的

秋保温泉処理区・汚水

②施設能力

口径 150 mm × 2.5 m³/分 × 16.0 mH × 15.0 kW × 3 台(水中ポンプ)

(3) 秋保中継第二ポンプ場

ア) 所在地

仙台市太白区秋保町湯元字除 2 6 - 6（別紙 1『管理対象施設位置図』 参照）

イ) 施設概要

①処理区・目的

秋保温泉処理区・汚水

②施設能力

口径 150 mm × 2.2 m³/分 × 22.0 mH × 15.0 kW × 2 台(水中ポンプ)

(4) 茂庭中谷地ポンプ場

ア) 所在地

仙台市太白区茂庭字中谷地 地先（別紙 1『管理対象施設位置図』 参照）

イ) 施設概要

①処理区・目的

秋保温泉処理区・汚水

②施設能力

口径 100 mm × 0.45 m³/分 × 25.2 mH × 7.5 kW × 2 台(水中ポンプ)

(5) 秋保町湯元橋本ポンプ場

ア) 所在地

仙台市太白区秋保町湯元字橋本 地先（別紙 1『管理対象施設位置図』 参照）

イ) 施設概要

①処理区・目的

秋保温泉処理区・汚水

②施設能力

口径 32 mm × 0.072 m³/分 × 10.0 mH × 1.0 kW × 2 台
(水中グラインダーポンプ)

5. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほか、以下の書類を発注者に提出すること。ただし、一般仕様書に定める業務履行計画書、実施行程表、業務報告書、業務遂行写真及び業務週報（日報）は、本仕様書で指定する書類をもって代えるものとする。

また、業務従事者の異動等で提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに発注者に書面をもって報告すること。

- (1) 総括責任者選任届 … 1部を着手届提出時に提出
- (2) 有資格者選任届 …… 1部を着手届提出時に提出
※資格登録番号を記載し、写しを添付すること。
- (3) 業務従事者名簿 …… 1部を着手届提出時に提出
※業務従事者の住所、氏名、生年月日、業務分担及び取得資格登録番号等を記載し、写しを添付すること。
- (4) 現場管理組織表 …… 1部を着手届提出時に提出
- (5) 安全管理組織表 …… 1部を着手届提出時に提出
- (6) 緊急連絡系統図 …… 1部を着手届提出時に提出
- (7) 緊急時人員配置表 … 1部を着手届提出時に提出
- (8) 業務実施計画書 …… 翌月の業務実施計画を記載したものを1部、毎月25日までに提出（ただし、令和5年4月分は10日まで）
- (9) 業務実施報告書等 … 「業務記録及び報告」に記載された内容に従い提出
- (10) その他発注者が要求する書類

6. 法令等の遵守

受注者は、委託業務履行にあたり以下の関係法令及び諸官庁の命令指示等を遵守すること。なお、適用を受ける関係法令等に改正があった場合は、最新のものとする。

(1) 関係法令（一例）

下水道法、水質汚濁防止法、河川法、毒物及び劇物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、電気事業法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律 等

(2) その他関係法令

7. 安全管理及び緊急時の措置

(1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定めて定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、安全管理組織表を作成するとともに業務従事者に対し安全教育を実施すること。

(2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に以下に掲げる緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要の人員を配置させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

ア) 機械、電気設備等の故障

イ) 処理水質及び汚泥性状の異常等

ウ) 人身事故・火災

エ) 集中豪雨・台風・強風・悪水流入等、業務対象施設の運転管理に支障をきたす恐れのある事態

オ) 地震発生による各施設の被害状況確認後、速やかに発注者へ報告すること

※夜間は無人とし、故障及び警報等は電話回線使用による緊急対応とする。

(3) その他

受注者は、以下に掲げる責任者を業務従事者から選任し、作業を行わなければならない。また、選任の内容を書面により発注者に報告すること。

ア) 火気取締責任者

イ) 毒物責任者

ウ) 安全点検責任者

エ) その他

8. 業務委託料の支払方法

別紙2『支払内訳書』のとおりとする。受注者は、内訳書に基づく区分に応じて速やかに一部業務完了届を提出し、発注者の履行確認を受けた部分について、当該部分の委託料を請求することができる。

9. 経費等の負担

(1) 受注者が負担する備品・消耗品・薬品等は以下に掲げるものとし、受注者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品・薬品等とする。

ア) 潤滑油脂類（補充用のオイル、グリース等）

イ) 塗装費（軽微な部分の補修用塗料）

ウ) 報告書記録用紙

エ) 一般汎用品の備品・消耗品

オ) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等の安全保護

具及び機器、安全ロープ、安全標識、その他の安全管理用器具類

カ) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計及び懐中電灯等の工具・器具
(ただし、特殊工具は除く)

キ) 受注者の電話・ファックスの設置工事費及び維持管理費(浄化センターのみ)

ク) 受注者の使用する車両及び車両維持に係わる費用

ケ) 薬品類(浄化センターのみ)

①滅菌剤(次亜塩素酸ナトリウム、トリクロロイソシアヌル酸錠剤等)

②凝集剤(濃縮用)

③試薬類(水質検査用)

④その他の薬品(除草剤等)

(2) 発注者が負担する経費及び貸与・支給消耗品類は以下に掲げるものとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めること。

ア) 光熱水費

①電力使用料

②水道使用料

③仙台市所有の電話料金

④ガス使用料

⑤自家発用燃料

イ) 消耗品

①部品(電気・機械設備、水質測定機器等)

②廃棄物管理票(浄化センターのみ)

③記録紙(計装記録用)

④一般汎用品以外の消耗品他

ウ) 貸与品

①水質検査用器具・備品(浄化センターのみ)

②一般汎用品以外の測定器具、特殊工具

③業務遂行上必要な工事完成図書類

※発注者が貸与した備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにすること。また、年1回発注者へ「備品台帳」等を提出し、発注者の確認を受けること。毀損、盗難及び紛失等が生じた場合は、受注者の責任と負担において弁償すること。

(3) 受注者は、契約期間中において発注者が所有する事務室、倉庫、駐車場等を業務遂行に必要な限りにおいて使用できる。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。

ア) 使用にあたり、善良なる管理と注意をもって管理に努めなければならない。

イ) き損、汚損等を発見した際は速やかに発注者へ報告し、その原因が受注者の過失と判断された場合は、受注者の責任と負担において復旧しなければならない。

ウ) 使用目的等に変更が生じた場合、発注者と速やかに協議し、承認を受けなければならない。

10. その他

(1) 工業所有権

ア) 受注者は、業務に伴って得られる全ての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。

イ) 受注者は、本業務に関連して発明、考案したものについて、工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

ウ) 受注者は、本委託業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて、本委託業務以外での使用、工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。

(2) 業務の引継ぎ

受注者は、業務完了後に新たな受注者に引継ぐ場合、施設が正常に稼働するように発注者と協議して必要な措置を講じること。

(3) 他工事等との調整

受注者は、仙台市が実施する工事の施工及び受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転業務及び業務履行方法等の変更が必要な場合は、協議・調整し変更するものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、2020年版(社)日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領(処理場・ポンプ場施設編)」によること。また、指示されない事項にあっても、運転管理上当然必要な業務、作業等は、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

(5) 協議

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。

《 浄 化 セ ン タ ー 》

1. 委託業務対象設備

本業務で運転管理の対象となる設備は、別紙3『管理対象設備概要』のとおりとする。

2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

(1) 保守点検業務

各種設備機器の正常な運転を確保するための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理・小塗装を行うことであり、故障・事故等の発生の防止に努めることである。また、これには、定期自主点検及び点検機器周辺の清掃も含むものとする。

点検作業内容は、「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－2020年版(社)日本下水道協会」第4編保守点検基準第2章を基本作業とし、点検用紙等への記録を含む、以下の内容とする。

ア) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無・兆候(予防保全)を発見するため、原則毎日行う点検。主として、目視・触感・確認・調整・記録等の作業である。

イ) 定期点検

機器及び設備の損傷・腐食及び磨耗状態を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するため1週・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年等期間を決めて行う点検である。主として測定・調整・給油・分解清掃及び記録等の作業である。

①塩素滅菌水路内の沈殿物腐敗防止のため、3ヶ月毎に水路の清掃を行う。

②濃縮槽槽内状況確認及び補修のため、6ヶ月毎に槽内清掃、掻き寄せ機清掃点検・簡易な防錆処置を行う。

③貯留槽攪拌用曝気装置の能力確保のため、6ヶ月毎に槽内清掃、槽内配管の点検を行う。

④最終沈殿池内確認及び補修のため、1ヶ年毎に最終沈殿池槽内清掃点検、掻き寄せ機清掃点検、簡易な防錆処置を行う。

ウ) 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業であり、故障警告機器及び設備の異状に対して状況を確認するためのものである。

エ) 簡易な故障修理

通常の勤務時間内にできる作業として、外部から作業員を求めなくてもよい作業であり、特殊な機器、部品及び特殊技能・高度な専門技術・特殊工具を使用しない修理である。

オ) 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2 m以下）の錆・腐食による剥離及び錆防止のため行う部分的な補修塗装である。

カ) 定期自主点検

法の定めに従い、場内で自ら行う点検及び記録等の作業である。

キ) 点検機器及び設備周辺の清掃

機器及び設備等の据付場所・水路・トラフ等の清掃である。

以上、保守点検により異常、又は故障を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従い、応急措置・原因調査を行って処置するとともに経過を記録報告しなければならない。

(2) 運転操作監視業務

浄化センター施設の運転又は操作に従事する者は、仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転監視業務にあたらなければならない。また、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても適切に処置できるように常に心掛けなければならない。

ア) 中央監視室における機器の監視、操作、稼動状況の記録と正常範囲の確認

イ) 現場における機器の操作作業

ウ) 管理日報の作成、計器類の指示値の記録

エ) 中央管理室内の清掃

オ) 巡回監視

カ) 場内搬出入品等の立ち会い

(3) 設備の運転及び監視

受注者は、浄化センターの各施設の機能及び使命を十分理解し、業務実施計画に従って設備の運転操作及び稼動状況の監視を行うこと。管理上必要な措置を講ずるために設備の運転停止及び再開するときは、発注者の承諾を得るものとする。特に集中豪雨及び悪水の流入による非常時運転については、発注者に報告するとともに、的確に対処しなければならない。

(4) 水質試験業務

受注者は、浄化センターの各施設の機能及び使命を十分理解し、業務実施計画に従って

ア) 水質試験業務

水処理施設、汚泥処理施設等を適切に維持管理するため実施する水質試験で、下水道法、水質汚濁防止法等で義務付けされた法定試験は本業務に含まないものとする。水質試験の項目、分析頻度及び採水場所は、別紙4『秋保温泉浄化センター水質試験等』による。

イ) 分析実施

①分析方法は、原則として「下水試験方法(2012年版)」(日本下水道協会発行)

に基づいて適格に行うこと。

②定期的な試験は、定めた場所より採水して行うこと。

③水質試験室は、常に整理整頓し、清潔にする。

④薬品使用量を記録し、在庫量を確認するとともに、薬品庫の施錠を行うこと。

⑤火の後始末は確実にいき、作業終了後は必ずガスの元栓を閉め、終業時に火気取締責任者が必ず確認すること。

⑥採水に際しては、池等への転落に注意し安全に行うこと。

ウ) 水質試験結果データの整理

エ) 水質法定検査採水時の立会

(5) 事務業務

ア) 発注者との業務打合せ及び報告

イ) 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、報告書の作成、整理

ウ) その他の事務室内の簡易作業

(6) その他の業務

ア) 管理棟、管廊、屋外等の清掃

イ) 簡易な敷地内の樹木剪定、芝刈り、除草

ウ) 設備に係わる薬品・備品・消耗品・材料等の管理及び整理・整頓

エ) 使用休止設備の維持管理

オ) 秋保温泉浄化センター施設見学対応として、各種準備、見学者の案内・説明

※施設見学は小学生、一般市民及び大学関係者等を対象としており、年5回程度を想定している。なお、本業務については別途契約を締結するものとする。

カ) その他必要と思われる業務

(7) その他の技術業務

ア) 各種設備及び備品等の補修・簡易な部品交換

イ) 仙台市発注の工事及び委託業務等が行われる場合の現場立会、試運転立会及び運転・停止の必要に応じて手動等による運転操作に係る作業、またその準備作業等

3. 業務委託の範囲

本業務には専門知識及び技能を有する以下の業務は含まない。ただし、運転管理には立会、操作、確認を含むものとする。

(1) 濃縮汚泥運搬、処分業務

(2) 一般・産業廃棄物運搬、処分業務

(3) 緑地管理業務

(4) 各種ポンプ点検業務

(5) 公害物質測定業務

(6) 室内清掃業務

- (7) 自家用電気工作物保安業務
- (8) 消防用設備点検業務
- (9) 計装設備点検業務
- (10) 当該施設に係る採水分析業務
- (11) その他専門知識及び高度な技能を有する業務

4. 業務担当者等

(1) 業務統括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理に関し、専門的な知識を有し、かつ業務上必要な関係法令に精通して、円滑に業務を遂行する能力を有するものを統括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告すること。業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- ア) 現場の最高責任者として従業員の指揮監督にあたること。
- イ) 契約図書等により示された業務の目的及び内容を充分理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- ウ) 従業員の研修を行い、技術の向上及び事故防止に努めること。
- エ) 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。また、従来の技術習得を踏まえ、充分理解の上効率よく運転、作業を行えるようにすること。

(2) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また選任の内容を、書面をもって発注者に報告すること。

- ア) 総括責任者（下水道処理施設管理技士有資格者）
- イ) 運転管理業務従事者（下水道法第22条第2項に定める要件を満たす者）
- ウ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- エ) 第二種電気工事士
- オ) 乙種第4類危険物取扱者
- カ) 玉掛技能講習修了者
- キ) 有機溶剤作業主任者
- ク) 特定化学物質等作業主任者
- ケ) その他関係法令に定める業務に必要な有資格者

(3) 業務従事者

- ア) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該施設の研修を受けた者を従事させること。
- イ) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- ウ) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、業務の内容等について記録、整理し、以下の書類を一月毎及び年度終了後、速やかに発注者に報告すること。また、記録のみの書類についても発注者の求めがあった場合には直ちに提出すること。なお、報告書等の提出にあたっては、書面及び電子データとする。

名 称	記 録	報 告
業務実施報告書	○	○
運転管理日報	○	—
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
水質管理日報	○	—
水質管理月報	○	○
日常点検業務報告	○	—
点検業務報告書	○	○
点検業務月報	○	○
故障報告書	○	○
作業報告書	○	○
車両運行管理簿	○	—
消耗品・薬品等受払簿	○	○
毒物及び劇物取扱管理簿	○	○

6. 勤務体制

業務対象設備の勤務実施体制については次のとおりとする。

- (1) 秋保温泉浄化センターの勤務体制は次のとおりとする。

平日 8:30～17:00

土、日曜日のいずれか 8:30～17:00

ただし、祝祭日・年末年始の休日が連続する場合は、隔日勤務で8:30～17:00とする。

- (2) 異常時及び立会等は、随時対応するものとする。

7. 毒物等の管理に関する特記事項

仙台市建設局の「毒物等の管理に関する要領」に基づくものとする。

(別紙5『毒物等の管理に関する要領』のとおり)

8. 添付資料

- (1) 別紙6『秋保温泉浄化センター運転管理年報 (R01～R03年度分)』
(2) 別紙7『秋保温泉浄化センター水質法定試験結果 (R01～R03年度分)』

《 中 継 ポ ン プ 場 》

1. 委託業務対象設備

管理対象施設は秋保中継第一ポンプ場，秋保中継第二ポンプ場とする。管理対象設備は次のとおりとし，その詳細は別紙8『ポンプ場管理対象設備概要』による。

- (1) 機械設備
 - ア) 沈砂池設備
 - イ) 主ポンプ設備
 - ウ) その他付帯設備
- (2) 電気設備
 - ア) 低圧動力設備
 - イ) 動力電源制御設備
 - ウ) 計装設備
 - エ) その他付帯設備

2. 委託業務内容

受注者は，以下の業務を行う。

- (1) 保守点検業務
 - (点検作業内容は，「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－2020年版(社)日本下水道協会」第4編保守点検基準第3章を基本作業とする)
 - ア) 各種設備の検針・巡視点検
 - イ) 各種設備の定期点検・給油及び調整
 - ウ) 各種設備及び備品等の簡易な部品交換・修繕
 - ①簡易な修理とは，特殊技能や特殊工具を使用しない修理をいう。
 - ②簡易な小塗装とは，足場を必要としない場所（高さ2m以下）において，錆・腐食等による剥離・錆防止のために行う部分的な塗装をいう。
 - エ) 故障における応急処置及び原因調査
 - オ) 主ポンプ等の絶縁抵抗測定
 - カ) 槽内スカムの状況確認及び汚損フリクトの清掃
- (2) その他の業務
 - ア) 設備等の清掃及び設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
 - イ) 除塵作業，場内の簡易な除草
 - ウ) 機器の運転操作
 - エ) 設備点検業務委託・槽内清掃等の立会

3. 業務委託の範囲

本業務には，以下の業務は含まない。ただし，運転業務として立会，操作，確認は含むものとする。

- (1) し渣運搬，処分業務
- (2) 緑地管理業務

- (3) 各ポンプ分解点検業務
- (4) 消防用設備法定点検業務
- (5) 自家用電気工作物保安業務
- (6) 計装設備点検業務
- (7) その他専門知識及び技能を有する業務

以上の業務であっても、受託者が実施できる簡易な点検及び清掃等はこの範囲に含まれないものとする。

4. 業務担当者

(1) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、選任の内容は書面をもって発注者に報告すること。必要な有資格者は、以下のとおりとする。

- ア) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- イ) 電気工事士（第1種または第2種）または同等の知識を有する者
- ウ) その他関係法令に定める業務に必要な有資格者

(2) 業務従事者

- ア) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該施設の研修を受けさせた者を従事させること。
- イ) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- ウ) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、業務の内容等について記録、整理し、以下の書類を一月毎及び年度終了後、速やかに発注者に報告すること。また、記録のみの書類についても発注者の求めがあった場合には直ちに提出すること。なお、報告書等の提出にあたっては、書面及び電子データとする。

名 称	記 録	報 告
業務実施報告書	○	○
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
故障報告書	○	○

6. 業務実施頻度及び実施時間

- (1) 巡回は原則として8:30～17:00とし、週一回以上とする。
- (2) 異常時及び立会等は、随時対応するものとする。

7. 添付資料

別紙9『ポンプ場運転管理年報（R01～R03年度分）』

《マンホール形式ポンプ場》

1. 委託業務対象設備

管理対象施設は茂庭中谷地ポンプ場、秋保町湯元橋本ポンプ場とする。管理対象設備は次のとおりとし、その詳細は別紙8『ポンプ場管理対象設備概要』による。

- (1) 機械設備
 - ア) 沈砂池設備
 - イ) 主ポンプ設備
 - ウ) その他付帯設備
- (2) 電気設備
 - ア) 低圧動力設備
 - イ) 動力電源制御設備
 - ウ) 計装設備
 - エ) その他付帯設備

2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

(1) 保守点検業務

(点検作業内容は、「下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－2020年版(社)日本下水道協会」第4編保守点検基準第3章を基本作業とする)

- ア) 各種設備の検針・巡視点検
- イ) 各種設備の定期点検・給油及び調整
- ウ) 各種設備及び備品等の簡易な部品交換・修繕
 - ①簡易な修理とは、特殊技能や特殊工具を使用しない修理をいう。
 - ②簡易な小塗装とは、足場を必要としない場所（高さ2m以下）において、錆・腐食等による剥離・錆防止のために行う部分的な塗装をいう。
- エ) 故障における応急処置及び原因調査
- オ) 主ポンプ等の絶縁抵抗測定
- カ) 槽内スカムの状況確認及び汚損フリクトの清掃

(2) その他の業務

- ア) 設備等の清掃及び設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- イ) 除塵作業，場内の簡易な除草
- ウ) 機器の運転操作
- エ) 設備点検業務委託・槽内清掃等の立会

3. 業務委託の範囲

本業務には、以下の業務は含まない。ただし、運転業務として立会，操作，確認は含むものとする。

- (1) し渣運搬，処分業務
- (2) 緑地管理業務

- (3) 各ポンプ分解点検業務
- (4) 消防用設備法定点検業務
- (5) 自家用電気工作物保安業務
- (6) 計装設備点検業務
- (7) その他専門知識及び技能を有する業務

以上の業務であっても、受託者が実施できる簡易な点検及び清掃等はこの範囲に含まれないものとする。

4. 業務担当者

(1) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、選任の内容は書面をもって発注者に報告すること。必要な有資格者は、以下のとおりとする。

- ア) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- イ) 電気工事士（第1種または第2種）または同等の知識を有する者
- ウ) その他関係法令に定める業務に必要な有資格者

(2) 業務従事者

- ア) 受注者は、本業務を実施するにあたり、当該施設の研修を受けさせた者を従事させること。
- イ) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- ウ) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、業務の内容等について記録、整理し、以下の書類を一月毎及び年度終了後、速やかに発注者に報告すること。また、記録のみの書類についても発注者の求めがあった場合には直ちに提出すること。なお、報告書等の提出にあたっては、書面及び電子データとする。

名 称	記 録	報 告
業務実施報告書	○	○
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
故障報告書	○	○

6. 業務実施頻度及び実施時間

- (1) 巡回は原則として8:30～17:00とし、月一回以上とする。
- (2) 異常時及び立会等は、随時対応するものとする。

7. 添付資料

別紙9『ポンプ場運転管理年報（R01～R03年度分）』

〈別紙 1〉

管 理 対 象 施 設
位 置 図



案内図

件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託		
図名	案内図		
担当課	建設局下水道管理部	図番	縮尺
	設備管理センター	1	NoScale

〈別紙2〉

委託料の支払内訳

支 払 内 訳 書

令和5年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税(相当)額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	

[支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回支払月に加算して支払うものとする。

支 払 内 訳 書

令和6年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税(相当)額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	

[支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回支払月に加算して支払うものとする。

支 払 内 訳 書

令和7年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税(相当)額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	
計		円	円	円	

[支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回支払月に加算して支払うものとする。

〈別紙3〉

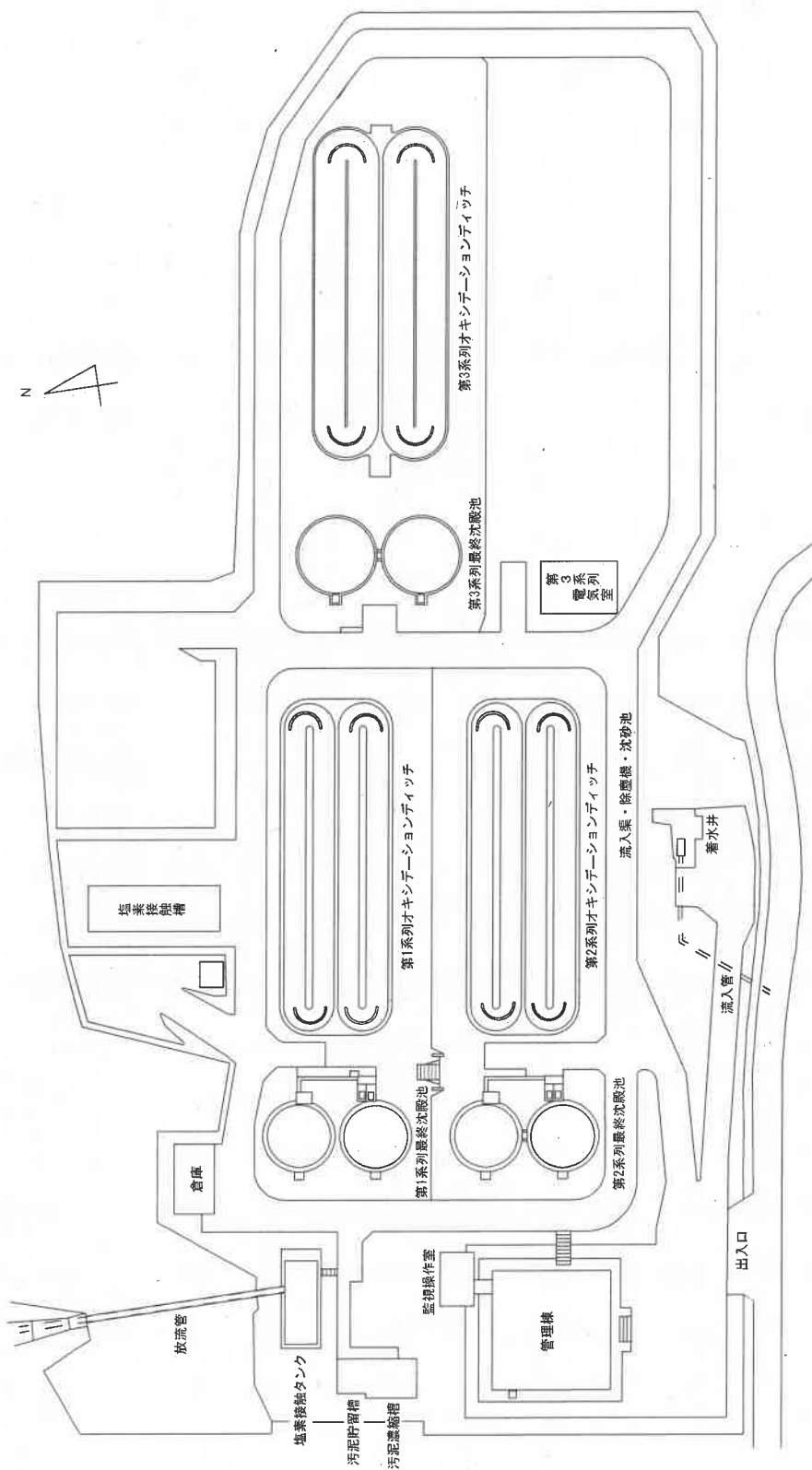
秋保温泉浄化センター
管理対象設備概要

秋保温泉浄化センター主要設備一覽表

	施設・機器	数量	単位	形式・規格等
建屋等	管理棟	1	棟	鉄骨増平屋建 建築面積 417.56㎡ S62年度
	〃 (監視操作室)			〃 建築面積 50.22㎡ H11年度
	水処理電気室(3系)	1	棟	〃 建築面積 110.56㎡ H11年度
	塩素接触棟	1	棟	〃 151.52㎡ H11年度
	汚泥棟	1	棟	29.76㎡ S62年度
	1系ポンプ室			9.82㎡ S62年度
	2系ポンプ室			9.82㎡ H2年度
	3系ポンプ室			8.05㎡ H11年度
受変電設備(管理棟)	柱上開閉器	1	台	中耐塩じん用 7.2kV 300A 方向性SOG制御箱屋内埋込形
	引込受電盤(HP-1)	1	面	屋内自立型 3P DS7.2kV 400A VCB7.2kV 600A
	管理棟変圧器一次盤(HP-3)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理電気室配電盤(HP-3)	1	面	屋内自立型
	変圧器盤(HP-2)	1	面	屋内自立型 3φ Tr 200kVA 6600/210V
	動力主幹・照明盤(LP-1)	1	面	屋内自立型 1φ Tr 15kVA 210/210~105V
	直流電源盤(DP-1)	1	面	屋内自立型
	1系攪拌装置速度制御盤(VP-1, VP-2)	2	面	屋内自立型
	2系攪拌装置速度制御盤(VP-3, VP-4)	2	面	屋内自立型
	〇D終沈給水設備(CC-1)	3	面	屋内自立型
	汚泥濃縮槽, 汚泥貯留槽(CC-2)	1	面	屋内自立型
	〇D終沈, 給水設備補助継電器盤(RY-1, RY-3)	2	面	屋内自立型
	汚泥濃縮貯留槽補助継電器盤(RY-2)	1	面	屋内自立型
	管理棟シーケンスコントローラ盤(1)(SQC-11)	1	面	屋内自立型
	管理棟シーケンスコントローラ盤(2)(SQC-12)	1	面	屋内自立型
	管理棟変換器盤(TD-1)	1	面	屋内自立型
	中央監視制御装置	1	面	屋内デスク型 UPS 1組
雨量計記録器	1	組	自記電接計数器	
非常通報装置	1	台	自立盤内組込 AC100V 蓄電池内蔵	
場外遠方監視装置	1	式	屋内デスク型 UPS 1組	
受変電設備(3系側)	引込盤(HP-4)	1	面	屋内自立型
	変圧器盤(HP-5)	1	面	屋内自立型 3φ Tr 300kVA 6600/210V
	動力主幹・照明盤(LP-2)	1	面	屋内自立型
	直流電源盤(DP-2)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備 シーケンスコントローラ盤(1)(SQC-21)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備 シーケンスコントローラ盤(2)(SQC-22)	1	面	屋内自立型
	3・4系変換器盤(TD-2)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備 補助継電器盤(1)(RY-41)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備 補助継電器盤(2)(RY-42)	1	面	屋内自立型
	3・4系水処理設備コントロールセンタ(CC-4)	1	面	屋内自立型
塩素混和池・砂ろ過設備補助継電器盤(RY-5)	1	面	屋内自立型	
塩素混和池・砂ろ過設備 コントロールセンタ(CC-5)	1	面	屋内自立型	

	設備・分類	数量	単位	形式・規格等
砂溜り・分水槽	流入管渠			φ400mm (ディッチ流入管 φ250mm)
	砂溜り分水槽			
	除塵設備 自動除塵機	1	基	裏搔式連続自動除塵機 W1.0m×H1.9m 目幅5mm 0.4kW
	し渣脱水機	1	台	二軸スクリー式 0.6m ³ /h 0.75kW
	バイパススクリーン	1	基	手搔式バースクリーン W0.6m×H1.9m 目幅40mm
	除砂設備 水中攪拌サンドポンプ	1	台	φ50mm 0.2m ³ /分×H8.0m 1.5kW 倉庫保管
	可動堰設備 1・2系分水可動堰	2	門	鋳鉄製角形手動式 W600mm×H400mm
	3・4系分水可動堰	2	門	鋳鉄製角形手動式 W900mm×H400mm
	ディッチ 1系OD槽	2	池	W4.0m×L100.0m×H2.5m
	2系OD槽	2	池	W4.0m×L100.0m×H2.5m
	3系OD槽	2	池	W5.0m×L102.0m×H3.0m
	計装設備 1系DO計	2	組	2線式 ポーラログラフ方式 0~20mg/L
	2系DO計	2	組	2線式 ポーラログラフ方式 0~20mg/L
	3系DO計	2	組	ガルバニックセル式
オキシデーションディッチ	攪拌措置 1・2系攪拌機回転数計	8	組	0~75rpm
	1系ディッチ攪拌装置	4	基	横軸式ヘリカルローター 11kW 35~75rpm 可変速
	2系ディッチ攪拌装置	4	基	横軸式ヘリカルローター 11kW 35~75rpm 可変速
	3系ディッチ攪拌装置	4	基	縦軸式スパイラルローター 5.5kW
	"	4	基	縦軸式スパイラルローター 9.0kW
	可動堰設備 1系流入可動堰	2	基	手動式 鋳鉄製 W500mm×H500mm
	2系流入可動堰	2	基	手動式 鋳鉄製 W500mm×H500mm
	3系流入可動堰	2	門	手動式 鋳鉄製 W500mm×H300mm
	1系流出可動堰	2	基	手動式 鋳鉄製 W500mm×H500mm
	2系流出可動堰	2	基	手動式 鋳鉄製 W500mm×H500mm
	1系流出量調整制水扉	2	基	手動外ネジ式 鋳鉄製 口径φ200mm
	2系流出量調整制水扉	2	基	手動外ネジ式 鋳鉄製 口径φ200mm
	3系流出量調整制水扉	2	基	手動式 鋳鉄製 W300mm×H300mm
	スクリーン設備 1系自動スクリーン	2	基	ベルト走行式 5.0m/min 目幅20mm 0.4kW
2系自動スクリーン	2	基	ベルト走行式 5.0m/min 目幅20mm 0.4kW	
3系手搔きスクリーン	2	基	手搔式バースクリーン W1.0m×H1.4m 目幅20mm	
最終沈澱池	最終沈澱池 1系	2	池	放射流円形池 φ10.0m×D3.0m
	2系	2	池	放射流円形池 φ10.0m×D3.0m
	3系	2	池	放射流円形池 φ12.0m×D3.0m
	ポンプ設備 1・2系返送汚泥ポンプ	4	台	吸込スクリー付 φ100mm 1.4m ³ /分×H5.0m 5.5kW
	3系返送汚泥ポンプ	2	台	吸込スクリー付 φ125mm 1.8m ³ /分×H9.0m 7.5kW
	3系余剰汚泥引抜ポンプ	2	台	横軸無閉塞形 φ100mm 0.5m ³ /分×H10.0m 3.7kW
	スカムピットポンプ	2	台	水中ポンプ φ80mm 0.5m ³ /分×H10.0m 3.7kW
	1・2系床排水ポンプ	2	台	水中ポンプ φ80mm 0.5m ³ /分×H10.0m 2.2kW
	3系床排水ポンプ	1	台	水中ポンプ φ50mm 0.1m ³ /分×H10.0m 0.75kW
	汚泥引抜弁	4	台	電動式 偏心構造弁 φ200 0.2kW
	返送汚泥引抜弁	2	台	電動式 偏心構造弁 φ200 0.2kW
	余剰汚泥引抜弁	2	台	電動式 偏心構造弁 φ100 0.2kW

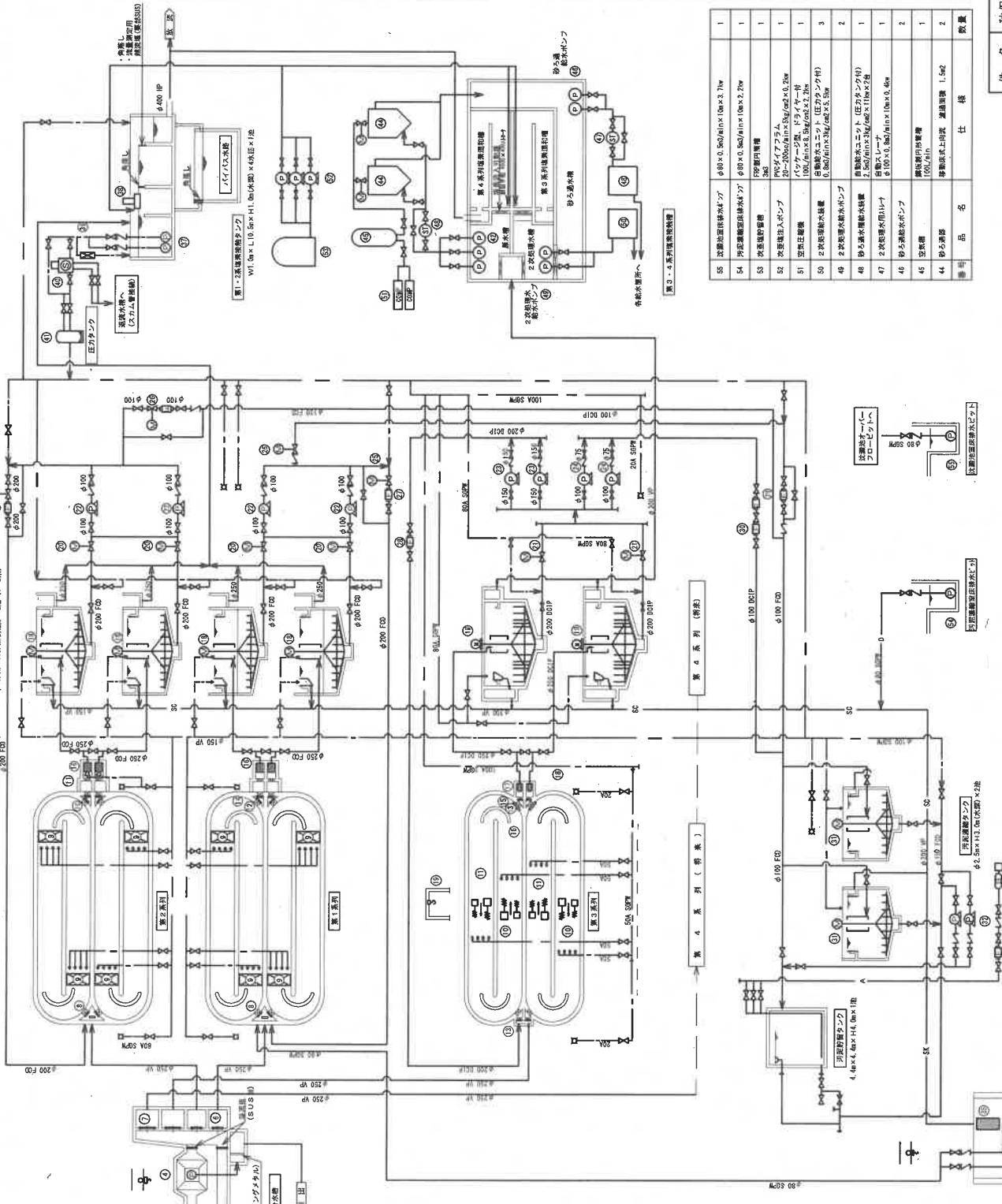
	設備・分類	数量	単位	形式・規格等
最終沈澱池	1・2系汚泥掻寄機	4	台	中央駆動懸垂式 φ9.7m 0.4kW
	3系汚泥掻寄機	2	台	中央駆動懸垂式 φ11.7m 0.4kW
	流量計 1・2系返送汚泥流量計	2	組	電磁流量計 φ150 0~200m ³ /h
	3系返送汚泥流量計	1	組	電磁流量計 φ150 0~250m ³ /h
	1・2系余剰汚泥流量計	2	組	電磁流量計 φ80 0~100m ³ /h
	3系余剰汚泥流量計	1	組	電磁流量計 φ80 0~40m ³ /h
水返流槽	返流水槽	1	池	W3.6m×L3.6m×D3.5m
	返流水ポンプ	2	台	水中ポンプ φ80mm 0.5m ³ /分×H15.5m 3.7kW
塩素接触槽	1・2系塩素接触槽	1	池	迂回流長方形池 W1.0m×L42.0m×H1.0m
	3系塩素接触槽	2	池	迂回流長方形池 W1.0m×L21.0m×H1.5m 1池バイパス
	次亜塩注入ポンプ 1・2・3系	3	台	ダイヤフラム式 0.2kW
	滅菌設備 塩素滅菌器	1	台	浸水式 PVC製 充填量70kg 放流水用
	“ “	1	台	インジェクタ式 PVC製 雑排水用
	用水設備 1・2系雑用水ポンプユニット	1	組	並列交互運転方式 φ65mm 0.25m ³ /分×H30.0m 3.7kW×2
	3系雑用水ポンプ	2	台	水中ポンプ φ80mm 0.8m ³ /分×H30.0m 7.5kW
	1・2系雑用水ストレーナー	1	台	自動逆洗式 φ80mm 0.5m ³ /分 0.1kW
	3系雑用水ストレーナー	1	台	自動逆洗式 φ100mm 48m ³ /h 0.4kW
	計装設備 1・2系放流流量計	1	組	堰式(投込式) 0~400m ³ /h
3系放流流量計	1	台	電磁流量計 φ100 0~200m ³ /h	
汚泥棟設備	汚泥槽設備 汚泥濃縮槽	2	槽	円形放射流式 φ2.5m×H3.0m
	汚泥貯留槽	1	槽	正方形池空気吸込攪拌機 W4.4m×L4.4m×H4.0m
	汚泥ポンプ設備 濃縮汚泥ポンプ	2	台	無閉塞形 φ80mm 0.5m ³ /分×H5.0m 2.2kW
	汚泥濃縮室排水ポンプ	1	台	水中ポンプ φ80mm 0.5m ³ /分×H10.0m 2.2kW
	凝集剤注入ポンプ	2	台	ダイヤフラム式 φ25mm 3000mL/分 0.2kW
	汚泥掻寄機設備 汚泥掻寄機	2	基	中央駆動懸垂式 φ2.3m 0.2kW
	送風機設備 汚泥攪拌ブロワ	1	基	ルーツ型ブロワ φ50mm 1.2m ³ /分×60kPa 3.7kW
	計装設備 汚泥貯留槽液位計	1	組	圧力式 0~4m
	雨量計	1	組	転倒ます式 φ200mm 0.5mm/1パルス



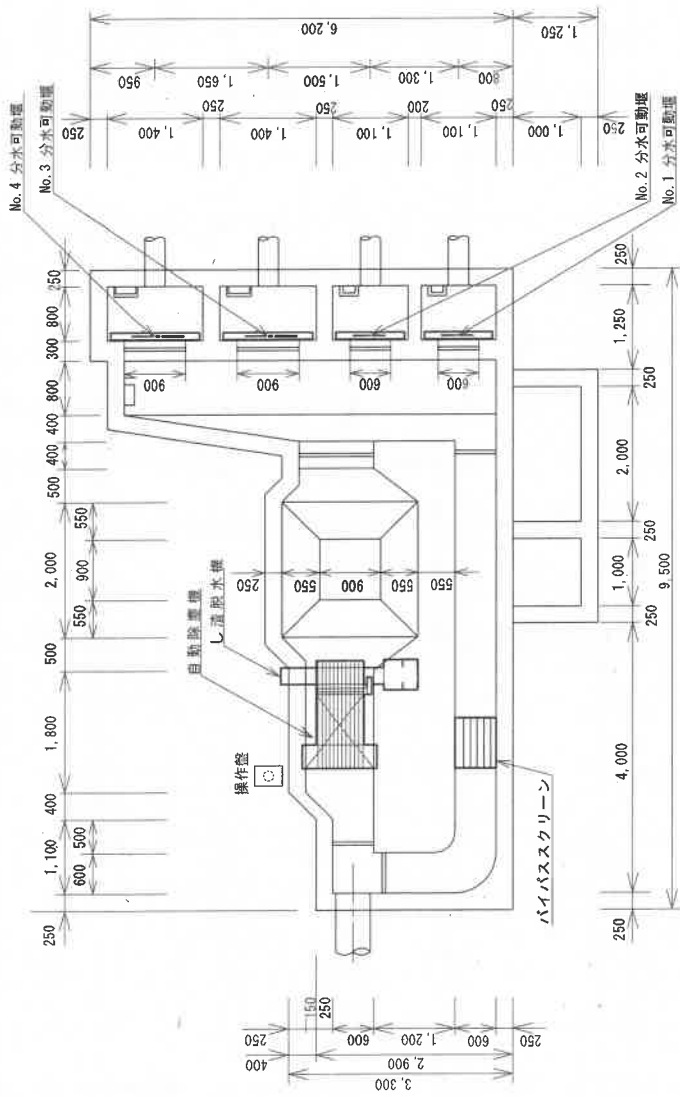
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託
図名	構内配置図
担当課	建設局下水管理課
図番	2
縮尺	N6Scale

凡例	凡例	凡例
①	ポンプ	—
②	モーター	—
③	ストレーナー	—
④	フロア	—
⑤	電磁流量計	—
⑥	取水栓	—
⑦	空気管	—
⑧	排水管	—
⑨	配水管	—
⑩	配水管	—
⑪	配水管	—
⑫	配水管	—
⑬	配水管	—
⑭	配水管	—
⑮	配水管	—
⑯	配水管	—
⑰	配水管	—
⑱	配水管	—
⑲	配水管	—
⑳	配水管	—
㉑	配水管	—
㉒	配水管	—
㉓	配水管	—
㉔	配水管	—
㉕	配水管	—
㉖	配水管	—
㉗	配水管	—
㉘	配水管	—
㉙	配水管	—
㉚	配水管	—
㉛	配水管	—
㉜	配水管	—
㉝	配水管	—
㉞	配水管	—
㉟	配水管	—
㊱	配水管	—
㊲	配水管	—
㊳	配水管	—
㊴	配水管	—
㊵	配水管	—
㊶	配水管	—
㊷	配水管	—
㊸	配水管	—
㊹	配水管	—
㊺	配水管	—
㊻	配水管	—
㊼	配水管	—
㊽	配水管	—
㊾	配水管	—
㊿	配水管	—

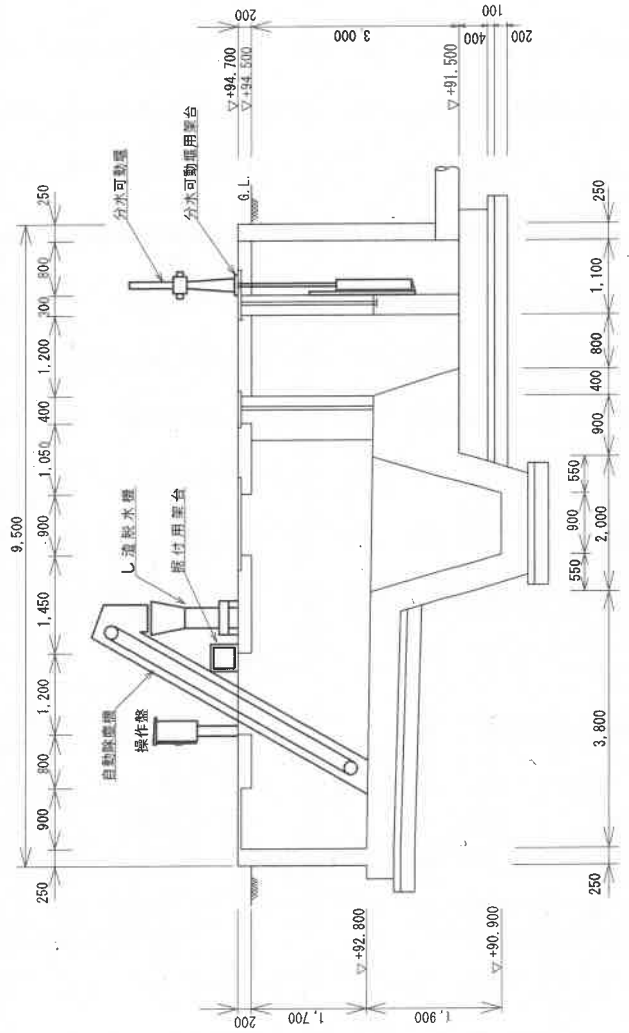
番号	品名	仕様	数量
43	原水用ストレーナー	自動洗浄方式 φ100×0.45m/min×0.45m	1
44	原水用ポンプ	φ80×0.25m/min×1.15m	3
45	圧力タンク	φ80×0.50m/min×0.15m	1
46	オートストレーナー	自動洗浄方式 φ80×0.50m/min×0.15m	1
47	逆洗水ポンプ	インジェクタ方式、流量制御付 φ80×0.50m/min×0.15m	1
48	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
49	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
50	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
51	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
52	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
53	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
54	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
55	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
56	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
57	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
58	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
59	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
60	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
61	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
62	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
63	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
64	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
65	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
66	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
67	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
68	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
69	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
70	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
71	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
72	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
73	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
74	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
75	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
76	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
77	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
78	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
79	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
80	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
81	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
82	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
83	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
84	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
85	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
86	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
87	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
88	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
89	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
90	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
91	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
92	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
93	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
94	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
95	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
96	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
97	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
98	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
99	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2
100	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m	2



番号	品名	仕様	数量
55	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×3.7kw	1
56	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
57	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
58	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
59	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
60	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
61	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
62	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
63	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
64	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
65	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
66	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
67	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
68	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
69	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
70	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
71	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
72	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
73	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
74	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
75	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
76	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
77	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
78	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
79	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
80	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
81	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
82	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
83	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
84	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
85	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
86	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
87	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
88	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
89	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
90	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
91	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
92	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
93	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
94	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
95	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
96	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
97	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
98	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
99	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1
100	逆洗水ポンプ	φ80×0.50m/min×0.15m×2.2kw	1

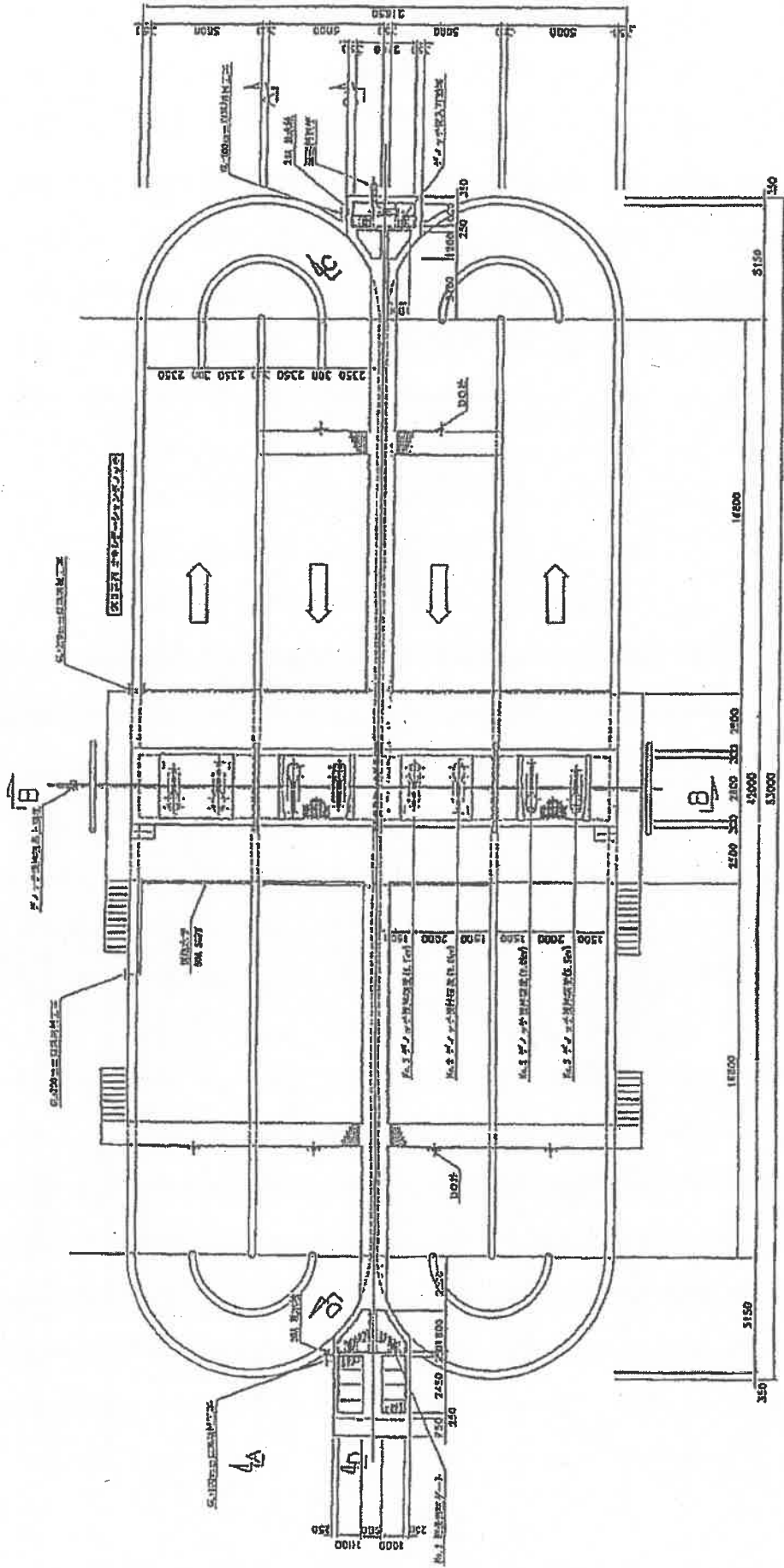


平面図

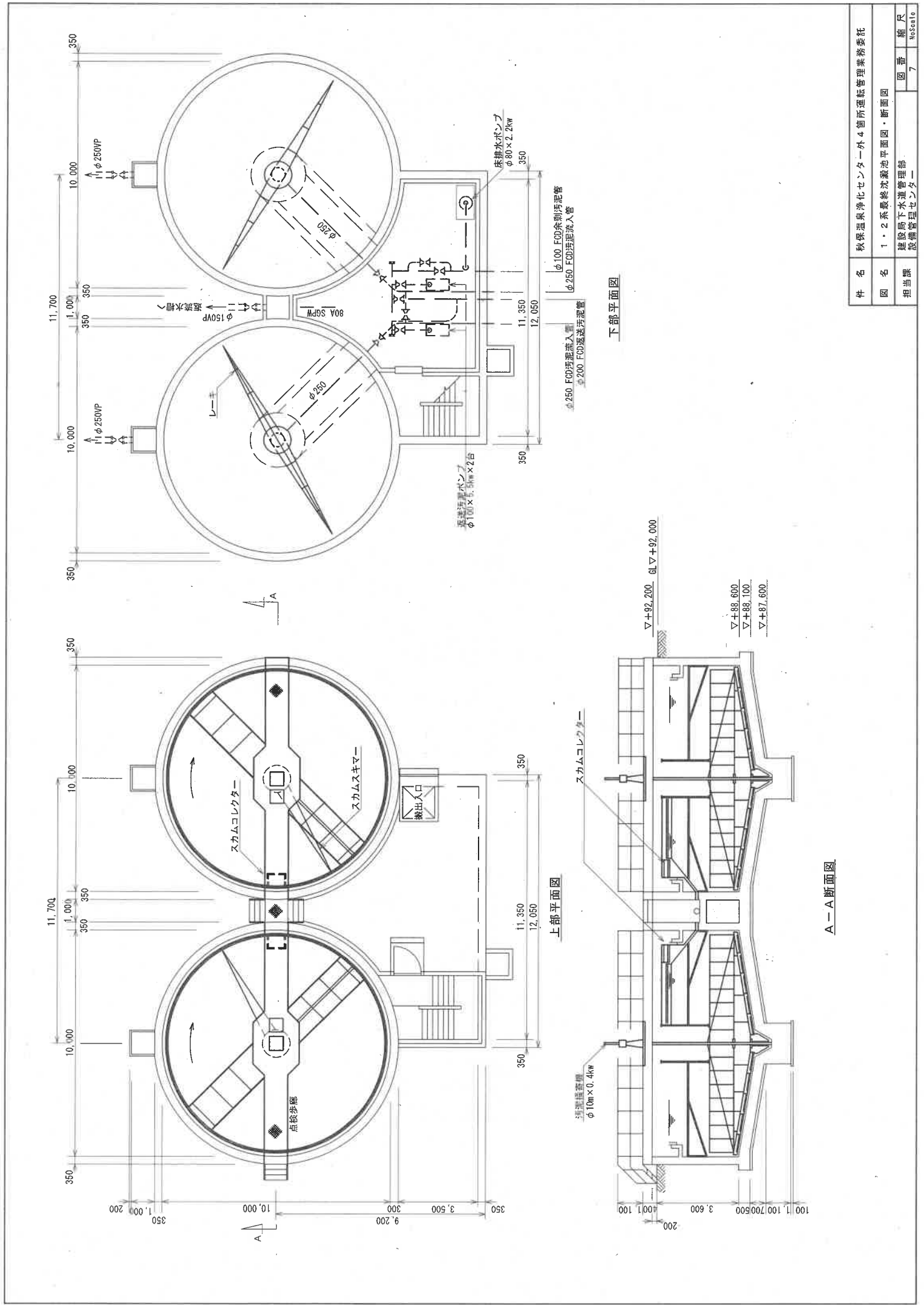


断面図

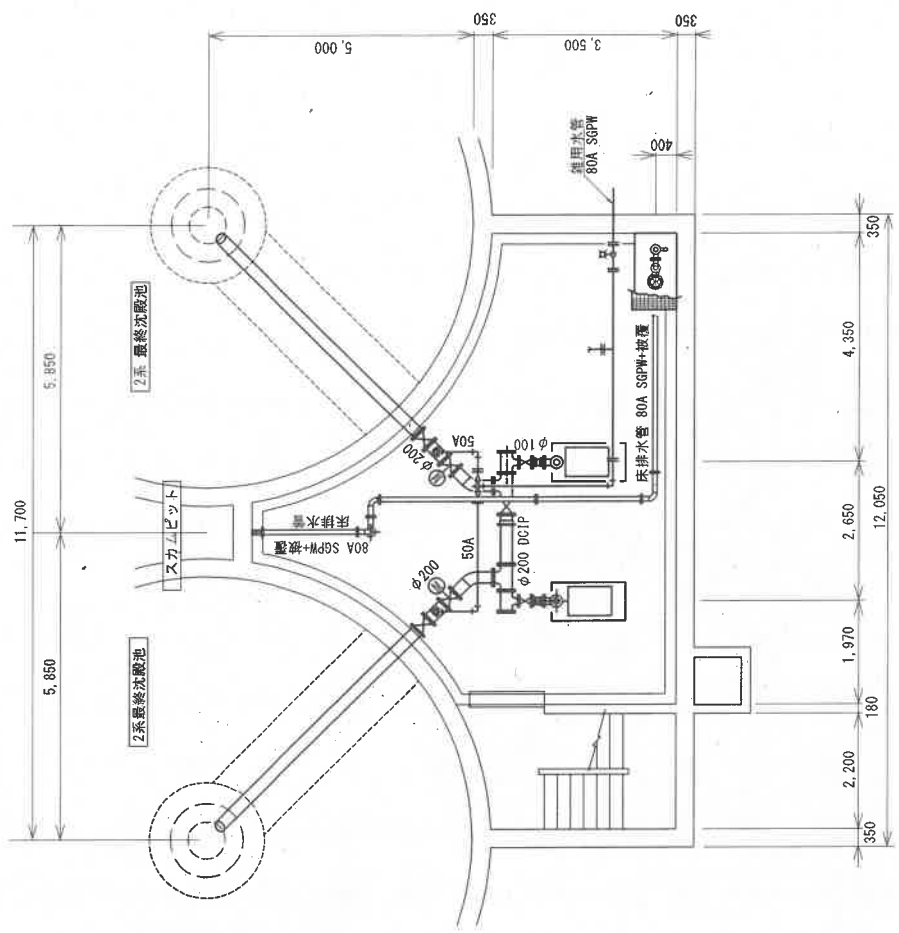
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託
図名	清水井平断面図
担当課	建設局下水道管理部 設備管理センター
図番	4
縮尺	1/20Scale



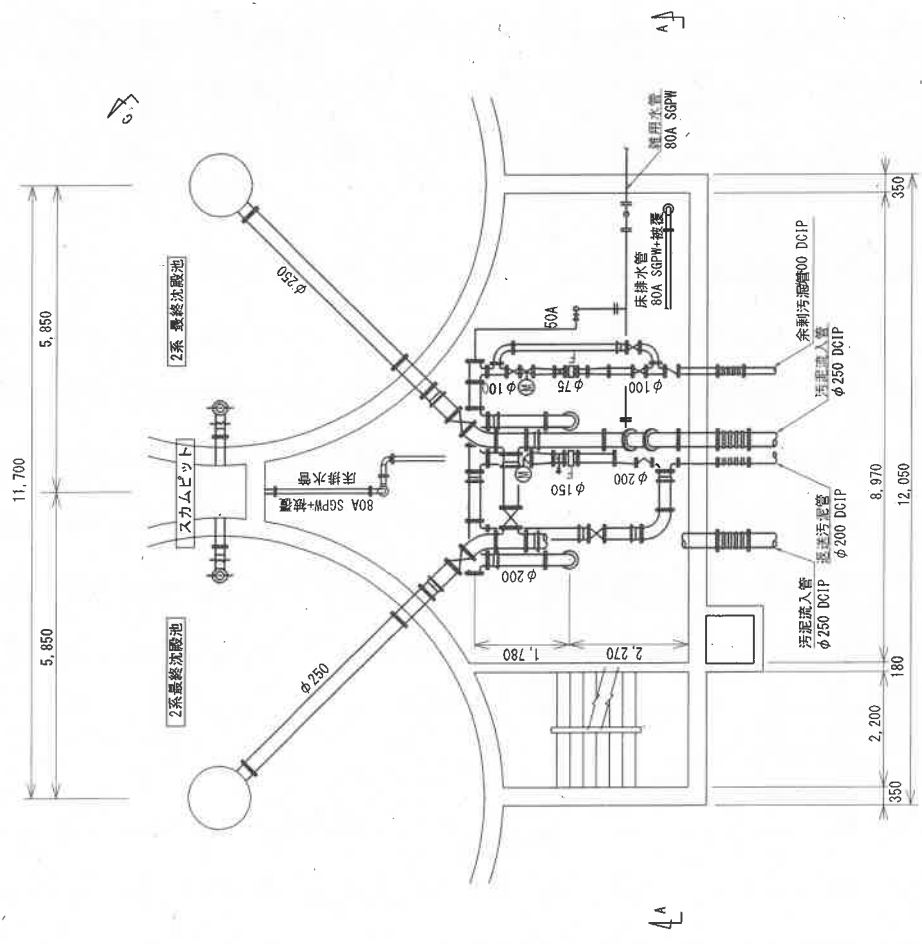
件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託
図名	3系ODD補平面図
担当課	建設局下水道管理部
図番	6
縮尺	1/6300



件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託
図名	1・2系最終沈殿池平面図・断面図
担当課	建設局下水道管理課
図番	7
縮尺	NoScale

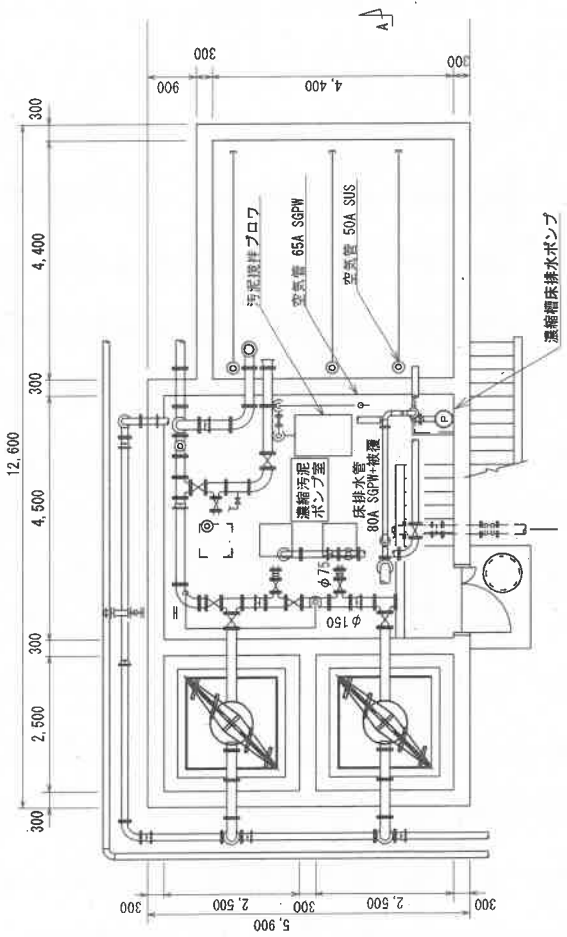


下部平面図

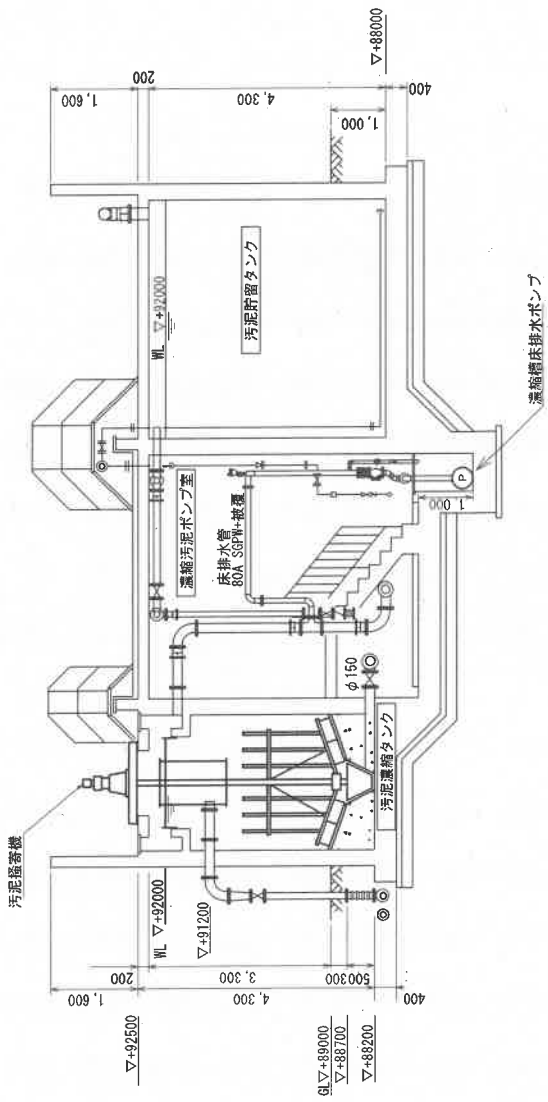


上部平面図

件名	秋保温泉浄化センター外4箇所選転管理業務委託
図名	2系最終沈殿池ポンプ室平面図
担当者	建設局下水道管理部 設備管理センター
図番	8
縮尺	N3Scale

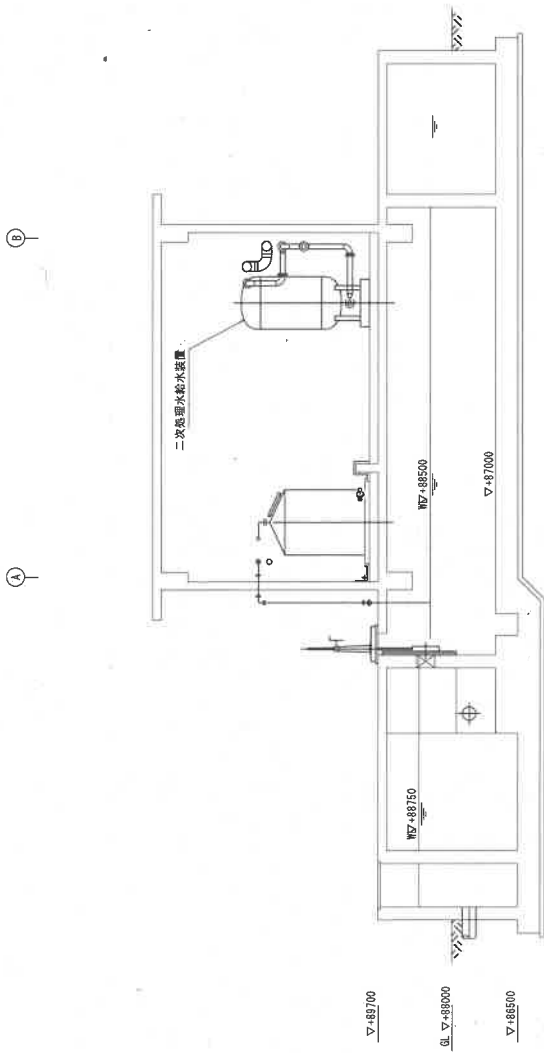


下部平面図

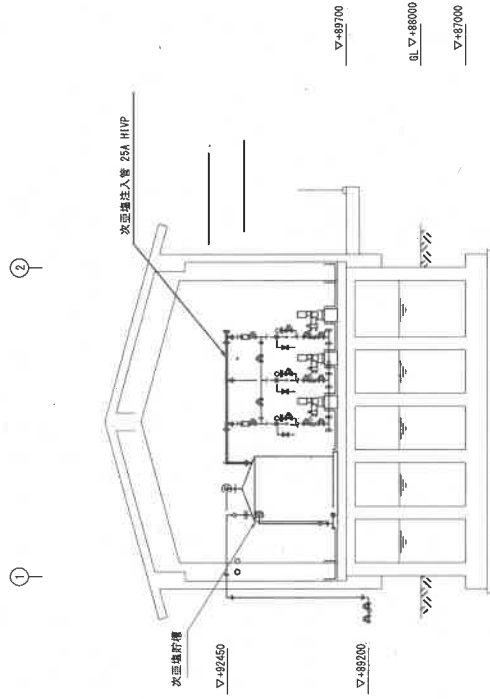


A-A断面図

件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転転管理業務委託		
図名	濃縮汚泥ポンプ室平面断面図		
担当課	建設局下水道管理部	図番	10
	設備管理センター	縮尺	N3Scale

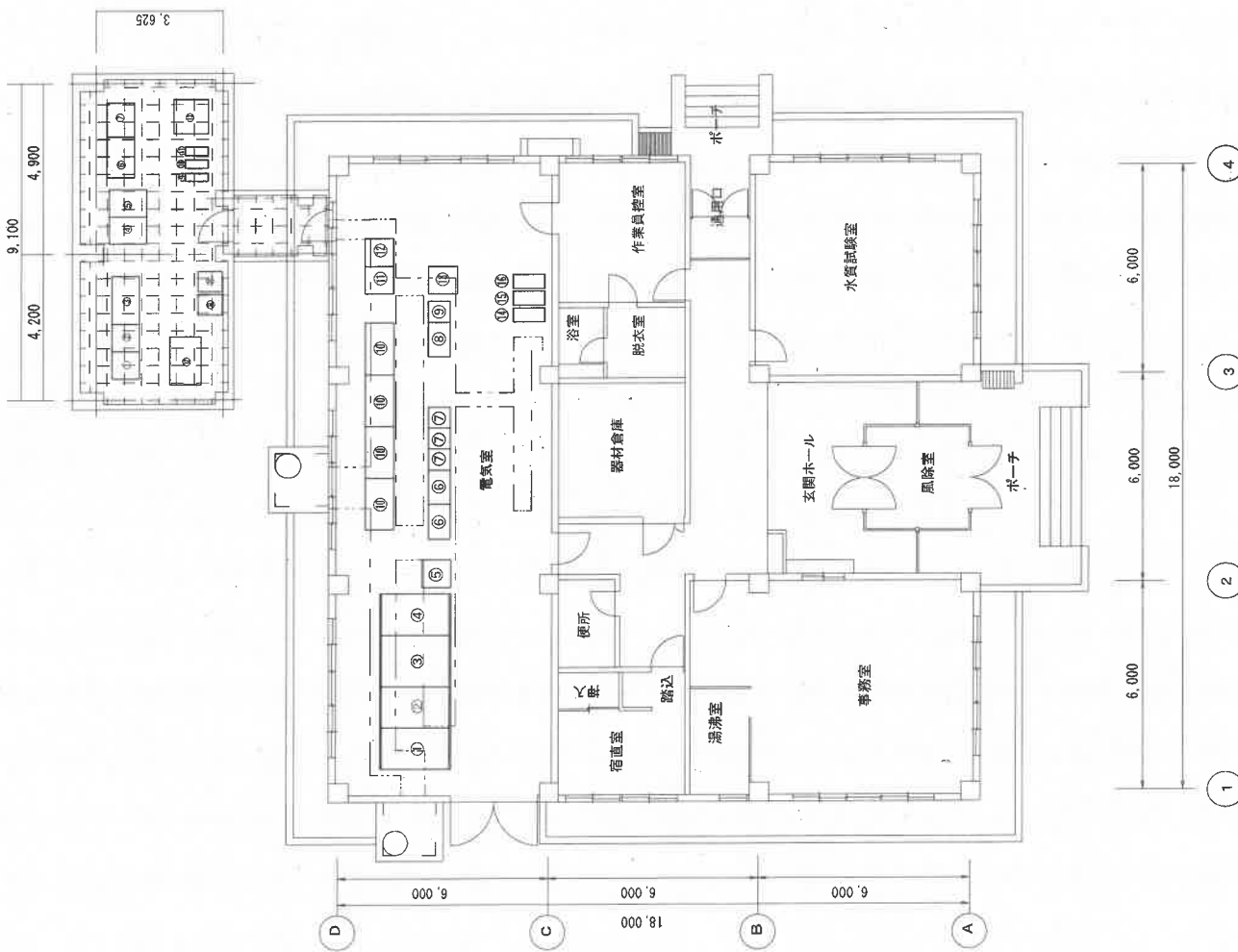


A-A 断面図



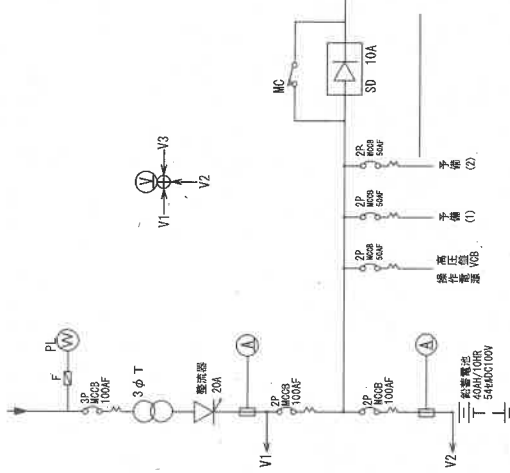
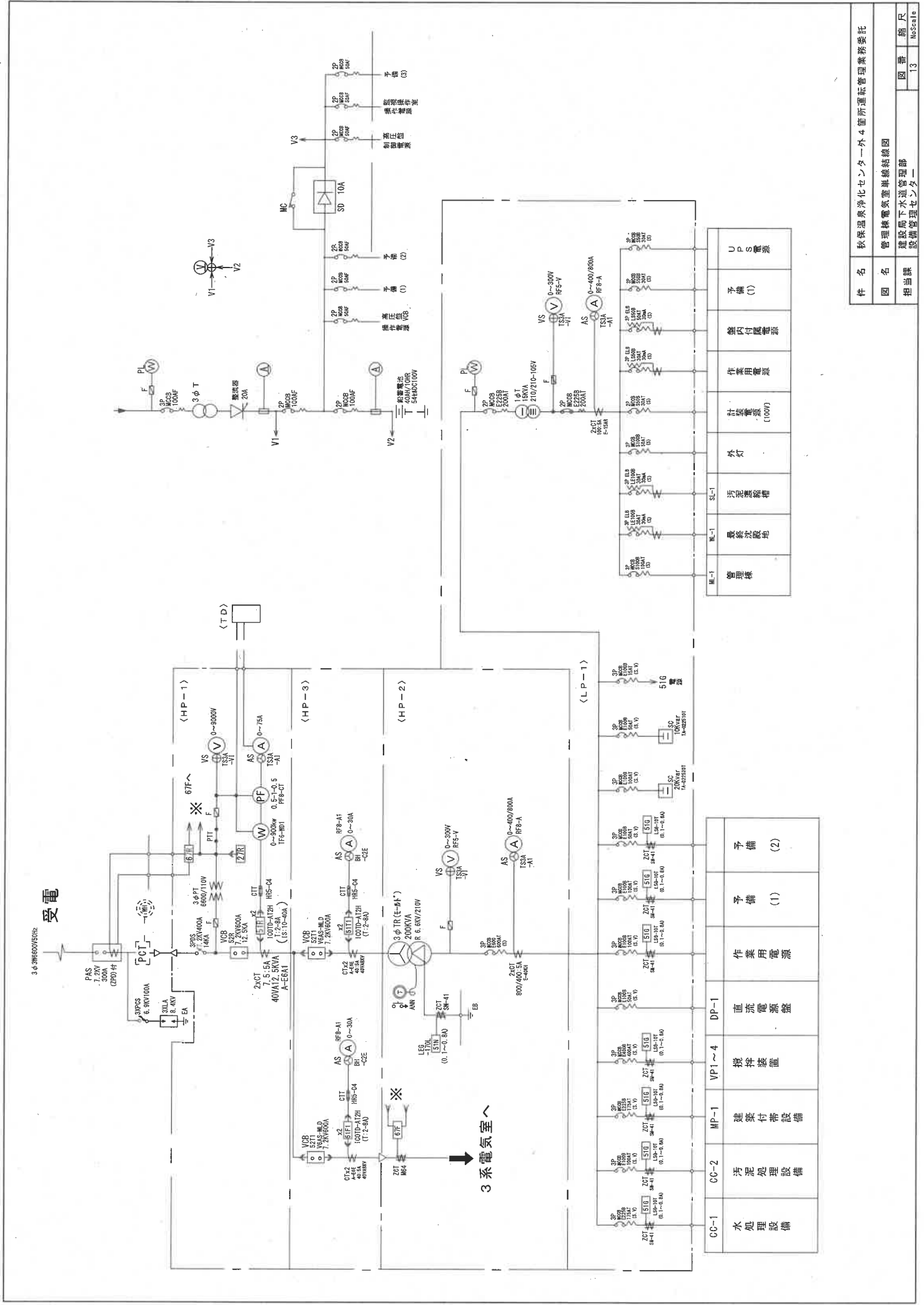
B-B 断面図

件名	秋保温泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託		
図名	構築接触槽断面図		
担当課	建設局 下水道管理部	図番	縮尺
	設備管理センター	11	1/50



番号	ロケーション	設備名称	備考
①	PRT1	防塵プリンタデスク	
②	PRT2	防塵プリンタデスク	
③	PC	収票用パソコンデスク	
④	HC	ハードコピー	
⑤	GRT	GRT監視制御装置 (場内系)	
⑥	GP-1	GRT監視制御装置 (場外系)	
⑦	PRT-3	警報メッセージ用プリンタ	
⑧		専用回線装置	
⑨		≒ニUPS6 (A*7F1)	
⑩		≒ニUPS5	
⑪		≒ニUPS4	
⑫	SVR-Web	Webサーバー装置	
⑬	GW	ゲートウェイ盤	

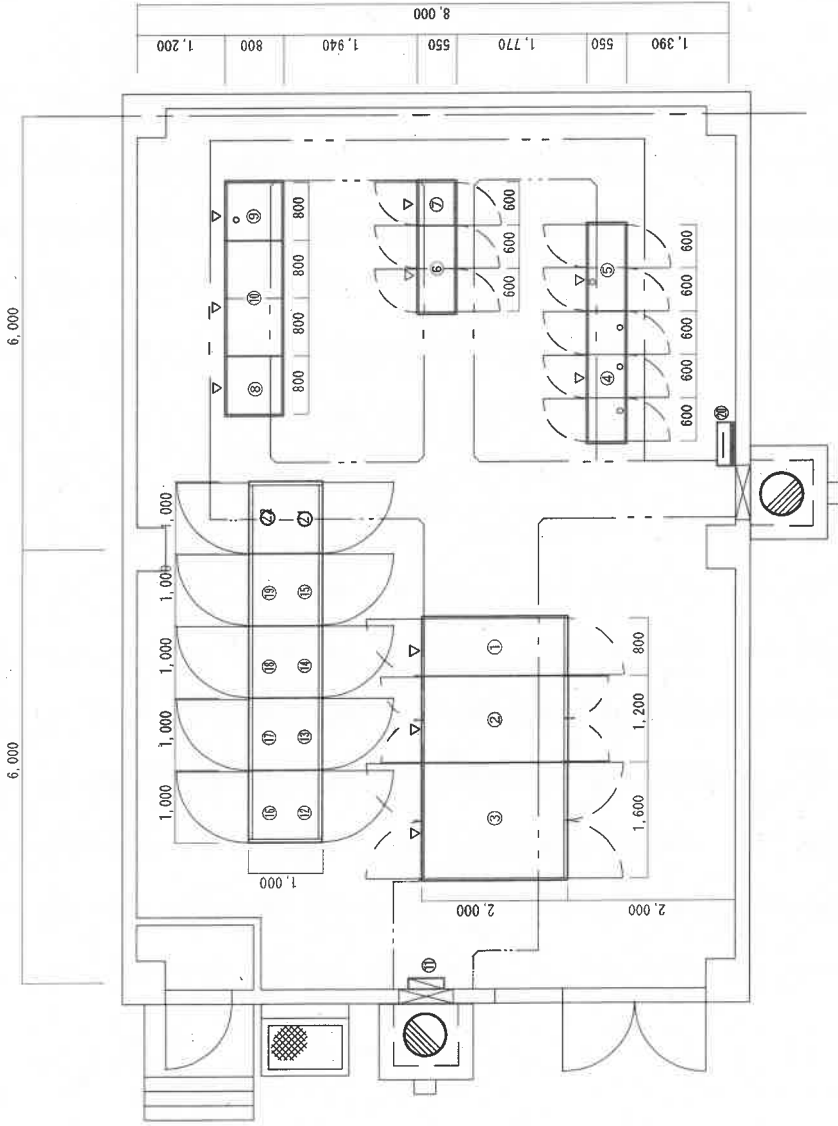
番号	ロケーション	設備名称	備考
①	HP-1	引込受電盤	
②	HP-3	管理棟1次/3,4次系水処理電気室配電盤	
③	HP-2	変圧器盤	
④	LP-1	動力主幹・照明盤	
⑤	DP-1	直流電源盤	
⑥	RY-1,3	最終沈殿池給排水設備補助機器盤	
⑦	CC-1,3	最終沈殿池給排水設備コントロールセンター	
⑧	RY-2	汚泥濃縮槽汚泥貯留槽補助機器盤	
⑨	CC-2	汚泥濃縮槽汚泥貯留槽コントロールセンター	
⑩	DP-1,2,3,4	摺拌装置可変速制御盤	
⑪	S00-11	管理棟シーケンスコントロール盤 (1)	
⑫	S00-12	管理棟シーケンスコントロール盤 (2)	
⑬	TD-1	管理棟射撃変換器盤	
⑭		≒ニUPS 1	
⑮		≒ニUPS 2	
⑯		≒ニUPS 3 (A*7F1)	



管理棟	ML-1	最上階	最上階	管理棟
汚泥処理槽	SL-1	汚泥処理槽	汚泥処理槽	汚泥処理槽
外灯	SL-1	外灯	外灯	外灯
社会電源 (100V)	SL-1	社会電源 (100V)	社会電源 (100V)	社会電源 (100V)
作業用電源	SL-1	作業用電源	作業用電源	作業用電源
盤付付属電源	SL-1	盤付付属電源	盤付付属電源	盤付付属電源
予備 (1)	SL-1	予備 (1)	予備 (1)	予備 (1)
UPS電源	SL-1	UPS電源	UPS電源	UPS電源

水処理設備	CC-1	水処理設備	水処理設備	水処理設備
汚泥処理設備	CC-2	汚泥処理設備	汚泥処理設備	汚泥処理設備
建築付帯設備	MP-1	建築付帯設備	建築付帯設備	建築付帯設備
槽拌装置	VP1~4	槽拌装置	槽拌装置	槽拌装置
直流電源盤	DP-1	直流電源盤	直流電源盤	直流電源盤
作業用電源	DP-1	作業用電源	作業用電源	作業用電源
予備 (1)	DP-1	予備 (1)	予備 (1)	予備 (1)
予備 (2)	DP-1	予備 (2)	予備 (2)	予備 (2)

件名	秋保温系浄化センター外4箇所運転管理業務委託
図名	管理棟電気盤系統図
担当課	建設局下水道管理部
図番	13
縮尺	NoScale



盤名称一覧表 (既設)

記号	機器名称	盤記号
①	引込盤	HP-4
②	変圧器盤	HP-5
③	動力主幹・照明盤	LP-2
④	3.4系水処理設備補助機器盤(1)	CC-4
⑤	3.4系水処理設備補助機器盤(2)	RY-41, 42
⑥	培養混和池・砂ろ過設備コントロール盤	CC-5
⑦	培養混和池・砂ろ過設備コントロール盤	RY-5
⑧	培養混和池・砂ろ過設備補助機器盤	DP-2
⑨	直流電源盤	TD-2
⑩	3.4系水処理電気室変換器盤(2)	S0C-21, 22
⑪	3.4系水処理電気室変換器盤(1)	DL-1
⑫	3.4系水処理設備ファンコントロール盤	
⑬	3.4系水処理電気室照明分電盤	
⑭	No. 5-1 7' 攪拌装置 11kw	
⑮	No. 5-2 7' 攪拌装置 5.5kw	
⑯	No. 5-3 7' 攪拌装置 5.5kw	
⑰	No. 5-4 7' 攪拌装置 11kw	
⑱	No. 6-1 7' 攪拌装置 11kw	
⑲	No. 6-2 7' 攪拌装置 5.5kw	
⑳	No. 6-3 7' 攪拌装置 5.5kw	
㉑	No. 6-4 7' 攪拌装置 11kw	
㉒	中継接続盤	
㉓	ファンコントロール盤	
㉔	クーラ外盤	

件名 秋保通泉浄化センター外4箇所運転管理業務委託

図名 3系電気室機器配置平面図

担当課 建設局下水道管理部
設備管理センター

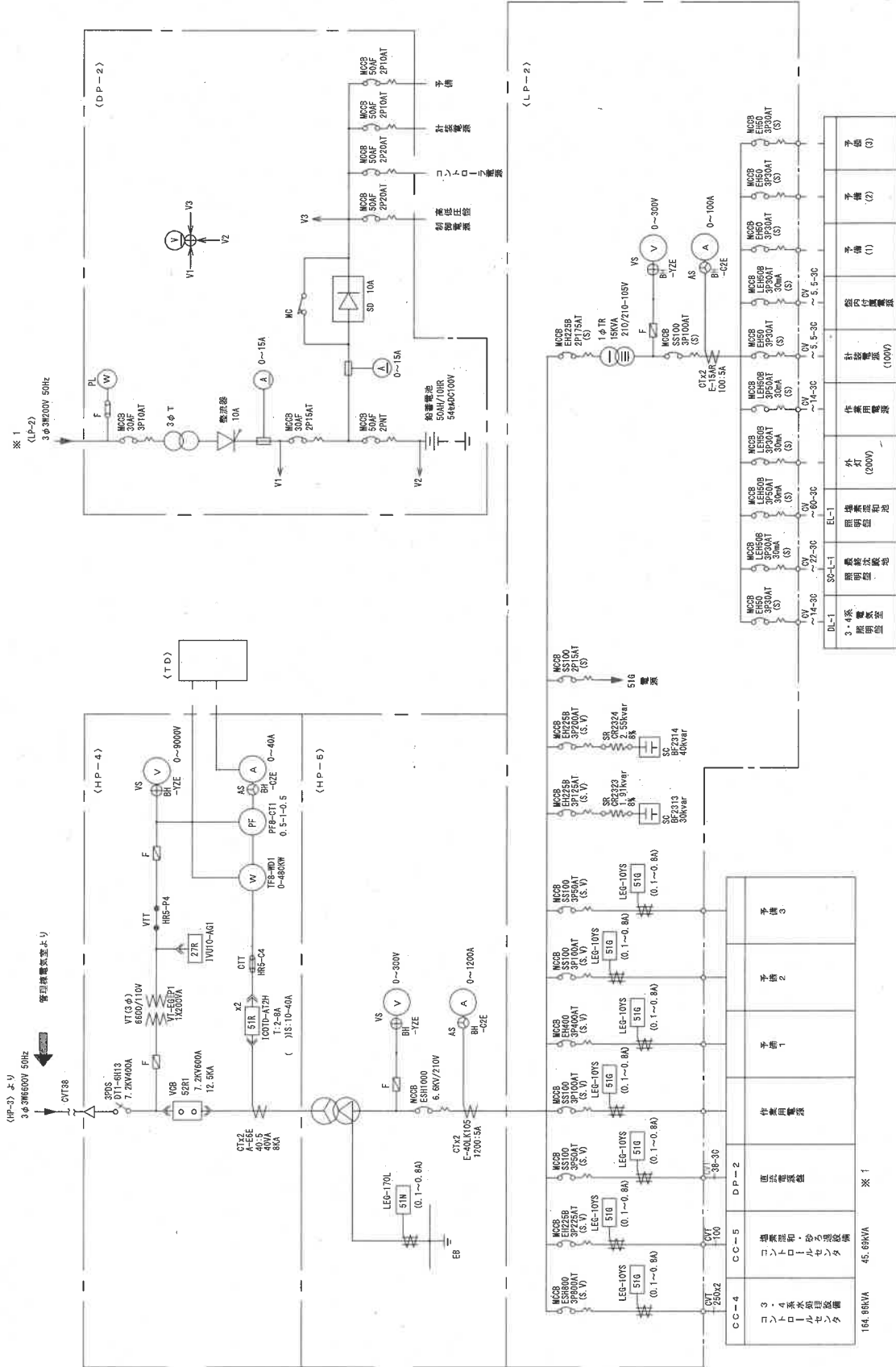
縮尺

1/4

図番

14

Mo3a16



DL-1	3-4階 照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具
EL-1	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具
CV	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具
CV	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具
CV	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具
CV	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具

CC-4	3-4階 排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ
CC-5	3-4階 排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ	排水ポンプ
DP-2	3-4階 照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具	照明器具

<別紙4>

秋保温泉浄化センター
水質試験等

水 質 試 験 項 目

1. 日常試験(月曜日～金曜日を実施するもの)

(1) 水処理関係

項 目				流 入 水	オキシデーション デイツチ	放 流 水
水			温	○	○	○
外			観	○	○	○
臭			気	○	○	○
透	視		度	○	—	○
P			H	○	○	○
D			O	○	○	○
S			S	○	—	○
C	○		D	○	—	○
S			V	—	○	—
M	L	S	S	—	○	—
S		V	I	—	○	—
残	留	塩	素	—	—	○
ア	ル	カ	リ	○	○	—
亜	硝	酸	性	—	○	—
硝	酸	性	窒	—	○	—
ア	ン	モ	ニ	—	○	—
ウ	ム	体	窒	—	○	—
ム		素				

2. 定期試験(週1回)

(1) 水処理関係

項 目				流 入 水	オキシデーション デイツチ	放 流 水
R	S	S	S	—	○	—

(2) 汚泥処理関係

項 目				固 形 物 濃 度	有 機 物
返	送	汚	泥	○	○
余	剩	汚	泥	○	○
濃	縮	汚	泥	○	○
貯	留	汚	泥	○	○

3. 試験方法は、原則として「下水試験方法」(日本下水道協会)によるものとする。
 ※日常試験の亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、アンモニウム体窒素については、
 パックテストにて行う。PH,DO, 残留塩素については、簡易的な試験又は
 測定器等で測定できるものとする。

〈別紙5〉

毒物等の管理に関する要領

毒物等の管理に関する要領

(平成 11 年 3 月 12 日下水道局長決裁)

(目的)

第 1 条 仙台市の下水道施設で取り扱われる毒物等について、使用、保管に関する管理要領を定めることにより、毒物等による事故を未然に防止し、もって職場における安全衛生の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 ここでいう毒物とは、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物をいう。

(体制及び職務)

第 3 条 この要領に関する業務を行うため、毒物総括管理者、毒物管理者及び毒物責任者を置く(別図参照)。

2 毒物総括管理者は、建設局次長とし、毒物に関する安全管理を総括する。

3 毒物管理者は、業務課長及び南蒲生浄化センター所長とし、所轄する施設における毒物等の取扱いに関する管理、指導を行う。

4 毒物責任者は、水質管理センターにあつては所長、南蒲生浄化センターにあつては水質管理係長とし、日常の毒物等の取扱いを管理する。

(保管管理)

第 4 条 毒物は明確に区分された専用の、鍵をかけられる堅固な保管設備に保管管理するものとし、保管設備及び検査施設の鍵については毒物責任者が管理する。

2 毒物を使用する者は、使用する毎に毒物責任者から毒物保管庫の鍵を受け取り、使用後速やかに返却し、保管庫鍵管理簿(様式-1)に記載するものとする。

3 毒物以外の薬品は、鍵のかかる場所に保管する。

(毒物の使用数量等の記録、確認、報告)

第 5 条 毒物を使用する者は、毒物取扱い管理簿(様式-2)に使用年月日、使用者名、使用数量等を記録し、毒物責任者及び毒物管理者の確認を受けるものとする。

2 毒物責任者は、毎月末日現在における毒物の残量を確認し、翌月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告し確認を受けるものとする。

3 毒物責任者は、毒物の年間購入量、年間使用量及び年度末現在における残量を確認し、四月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告するものとする。

4 南蒲生浄化センターの毒物管理者は、四月三十日までに毒物取扱い管理簿の写しを水質管理センター所長へ送付するものとする。

5 水質管理センター所長は、年度毎に下水道各施設の毒物取扱い管理簿を取りまとめ、毒物使用施設における使用、保管毒物の種類、使用量、残量に係る年間総括表(様式-3)を作成し、五月十日までに毒物総括管理者へ報告するものとする。

(事故の際の処置)

第 6 条 毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の発見者は、その内容及び状況についてすみやかに毒物責任者に報告しなければならない。毒物責任者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗

機関に届け出るとともに、安全衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

(毒物以外の使用薬品の管理)

第7条 毒物責任者は、毒物以外の薬品について、毎月末日現在における保管種類及び残数に関する点検、確認を行い、毒物以外の薬品在庫管理簿（様式-4）により翌月十日までに毒物管理者に報告するものとする。

(庶務)

第8条 この要領に関する庶務は、水質管理センターにおいて処理する。

附 則

(実施期日)

この毒物等の管理に関する要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成13年6月改正）

(実施期日)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年9月改正）

(実施期日)

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月改正）

(実施期日)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成17年5月改正）

(実施期日)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年5月改正）

(実施期日)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年4月改正）

(実施期日)

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月改正）

(実施期日)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月改正）

(実施期日)

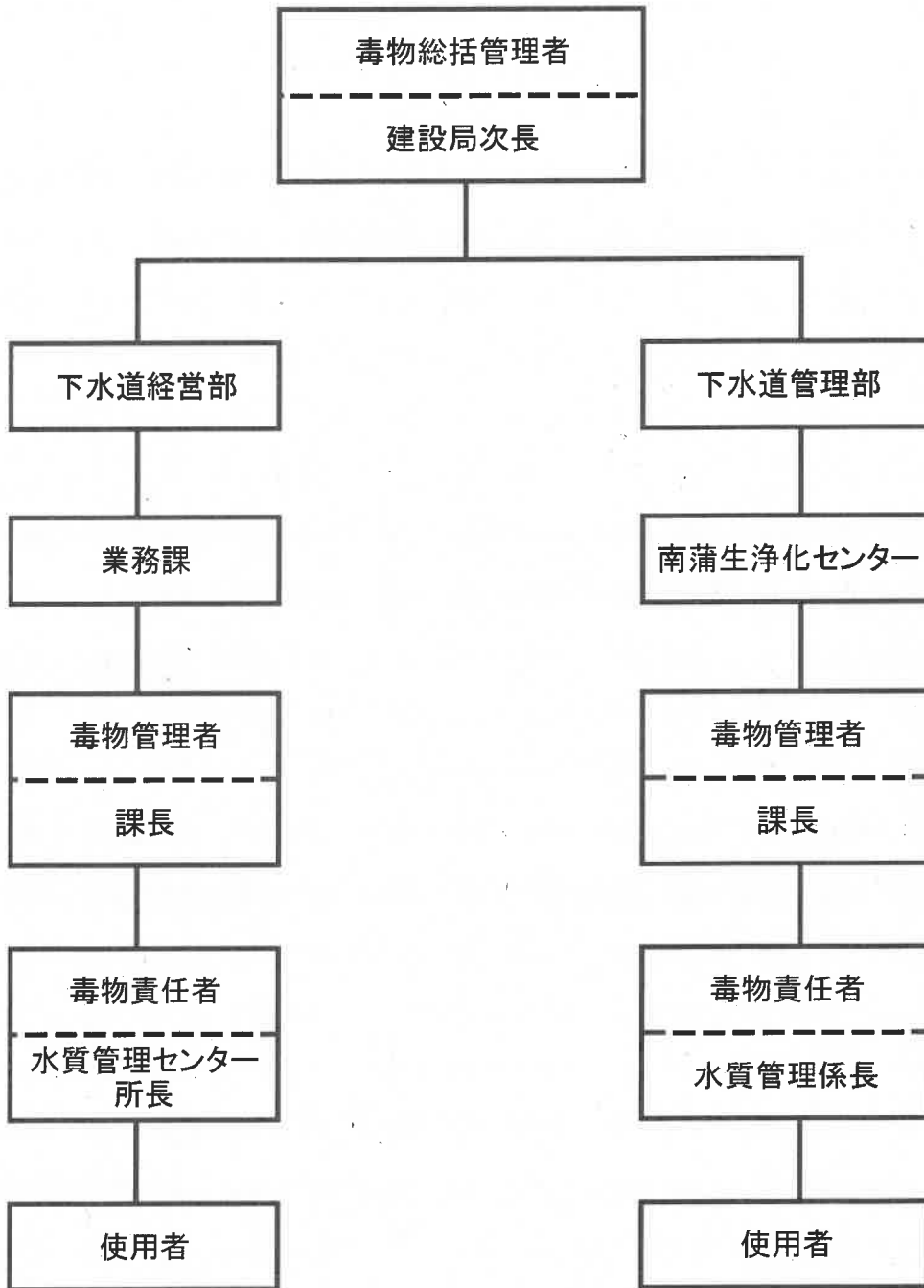
この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和4年4月改正）

(実施期日)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別図 毒物管理体制



毒物使用年間総括表 [年度]

施設名 _____

毒物名	前年度からの 繰越量	購入量	使用量	残量

毒物総括管理者 確認(印)	毒物管理者 確認(印)	毒物責任者 確認(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式-4

毒物以外の薬品在庫管理簿 [年 月]

施設名 _____

薬品名	グレード他	内容量	残数

毒物管理者確認(印)	毒物責任者確認(印)	担当者(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日